令和８年度第２回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和８年８月２５日（火）　午後６時００分～午後８時００分 日野市役所２階　職員休憩室
出席委員	朴井会長（学識経験者 /帝京大学法学部准教授） 野方副会長（学識経験者 /中村法律事務所） 秋間委員（事業者団体関係者 /日野市商工会） 山下委員（事業者団体関係者 /日野市商工会） 田辺委員（労働者団体関係者 /全建総連東京都連日野地区協議会） 伊羅胡委員（労働者団体関係者 /連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）

【次第】
１．開会
２．議事
（１）令和９年度労働報酬下限（委託・指定管理）について
（２）令和８年度の運用状況（工事・委託）について
（３）委託事業者向け説明会、アンケートについて
（４）公契約条例適用事業に係るヒアリングについて
（５）工事請負契約への公契約条例適用拡大について
３．その他
４．閉会

２．議事
（１）令和９年度労働報酬下限（委託・指定管理）について

事務局	・令和 8 年 10 月改定の最低賃金及び令和 9 年度労働報酬下限額の事務局試算資料等について説明。 ・今回、東京都最低賃金の金額決定において、「物価高騰や賃上げ上昇傾向ではあるが、伸び率は前年に比べて落ち着いている状況があること」、「賃上げが一部中小企業の負担になっていること」を踏まえ、上昇率が前年と比較し下落したことを考慮する必要があると考える。 ・その為、市の労働報酬下限額は、東京都最低賃金と同程度の上昇率が妥当であると判断し、令和 9 年度労働報酬下限額（案）1,380 円を提示。
委員	・今回を含めここ数年、東京都の最低賃金の上昇率より、労働報酬下限額の上昇率の方が高い理由や根拠はあるか。
事務局	・令和５年度、６年度の労働報酬下限額は、最低賃金と労働報酬下限額がほぼ変わらない金額で推移している時期があった。令和７年度の労働報酬下限額を決める際の審議会の議論の中で、「労働報酬下限額を設定する以上、最低賃金との差額をぎりぎりで設定するのではなく、ある程度差額がある方がこの制度を設けている意味があるものと考える」との意見があり、令和７年度、８年度は上昇率を高めに設定している。

	・その為、最低賃金の上昇率と比較し、高めに決定するという意識は持っているが、今回は、最低賃金の上昇率や事業者負担も考慮し、微増という形で設定した。
委員	・上昇率という考え方もあるが、金額での差額で見るという形も良いと思う。
委員	・市場の相場として、八王子のハローワークの飲食業の求人情報を確認してみたところ、令和８年３月時点で一番低い求人時給が 1,264 円という状況。 ・事務局からは上昇率 4.55%で提示があったが、連合東京の資料に基づくと 5.4%くらいの上昇だったので、その率で試算すると約 1,390 円となる。また、東京都の賃上げ率 4.8%だと約 1,383 円となり、いずれも事務局案よりも高い数値となる。 ・しかしながら、昨今の賃上げ圧力に対する事業者側の負担が大きいとの声があるのも事実である。また、労務台帳を見ても労働報酬下限と同じ金額で推移している事業者も多い。 ・また、現在のサービス業の平均求人時給は 1,322 円と高く推移しており、今の日野市の労働報酬下限額より高いこともあるものの、会計年度職員との兼ね合いもあると思うので、事務局案が妥当であると思う。
委員	・説明した資料に基づき、事務局案で特に異論はない。
委員	・業種によっての労働報酬下限額があっても良いのではないかと思う。 ・今は求人を出しても人が集まらない状況もあるので、最低賃金よりもある程度高く設定した方が良いと思うため、事務局案は妥当と思われる。
委員	・他の自治体では、業種ごとに設定している自治体もある。 ・廃棄物の収集・運搬などは、労務台帳を見ても高い賃金水準となっている。 ・受託者へのヒアリングをしても良いかもしれない。
会長	・委員の意見を集約し反対意見も無しのため、令和９年度労働報酬下限額(委託・指定管理)は、事務局案の 1,380 円に決定とする。
（２）令和８年度の運用状況（工事・委託）について	
事務局	・今年度の公契約条例対象案件について説明 【工事】１件追加案件あり。 【委託】第１回の審議会時に提出が間に合わなかった労務台帳を今回提示。
委員	・労務台帳について特に違和感は無かったが、下請け先に香川県の事業者があった。営業所が東京都にあるのかもしれない。 ・先ほど職種別の最低賃金があっても良いのではという意見もあった中で、職種別の労働報酬下限額を設定することについて、事業者アンケートに載せて、意見が出れば議論が出来るので良いと思う。
事務局	・業種ごとの労働報酬下限額を他自治体で設定しているケースもあるので、参考にしながら検討することは可能だが、他自治体の事例では、細かい業種の設定はしていないのが現状。 ・業種ごとの金額設定の妥当性が難しいかもしれない。
委員	・建築関係は国土交通省が職種ごとの設計労務単価が出ているので良いが、委託などは基準が無いので難しい側面があるかもしれない。

委員	・ハローワーク求人からの情報で市場価格調査が調べられると思う。 ・また、アンケートの件については、アンケートを取ったら労働報酬下限額は高い方が良いという結果になると思うので、市場調査から妥当性や金額設定をしたらどうか。
事務局	・ハローワークの求人時給は調べられると思うので、参考にしながら、次回令和 10 年度の労働報酬下限額設定時の検討事項とさせていただく。
会長	・どういう業種、職種に分けるという難しさもあると思うので、事例研究していただいて、その情報に基づき議論していく方向で進めていく。
（３）委託事業者向け説明会、アンケートについて	
事務局	・８月２６日に委託事業者向け説明会を昨年度と同じ内容で実施予定。その為、参加は任意とする。今のところ 10 社参加予定。 ・また、毎年説明会後に事業者向け、労働者向けアンケートを実施している。 ・その為、アンケートの内容について意見を伺いたい。基本は昨年度と変更しないアンケートでの実施を想定しているが、追加事項あれば伺いたい。 ・先ほど議題の中でもアンケートを追加した方が良い意見もあったので、それについての意見を伺いたい。 ・また、労務台帳に代えて確認書を徴取する形の変更は工事のみの話であり、委　託、指定管理はこれまで通り労務台帳の徴取で良いか。
会長	・まず、職種別の労働報酬下限額の設定についての設問を入れることについての意見を伺いたい。
委員	・Ｑ８（労働報酬下限額設定金額や考え方の課題点）の問いがあるので、意見があればここで出てくると思う為、あえて質問を足さなくて良いと思った。 ・委託の方には、Ｑ１１（事務負担軽減の為、現在の労務台帳作成から確認書に替えること）は触れなくてよい。 ・工事のアンケートは元請け、下請け事業者それぞれに取りたい思いはある。
事務局	・Ｑ１１の件で補足になるが、工事契約については、労務台帳の作成負担が大きいことや周知の強化も踏まえて労務台帳に替えて確認書を徴取という話で進んでいる。 ・委託については、労務台帳の作成負担は大きくない、また事業者からの意見も無い中で、あえて変える必要がないということが前期の審議会で話が出ている状況である。新規委員の方には、この話の共有が出来ていなかったこともあり、確認の意味も含めて入れさせていただいた形となる。
委員	・工事は職種によって労働報酬下限額が分かれており、周知が難しい中で確認書を用いて周知を図ることが望ましいが、委託は、労働報酬下限額は１つの金額設定のためチラシでの周知が容易であり、またアンケートの中に盛り込まれているので十分だと思う。
委員	・Ｑ８（労働報酬下限額設定金額や考え方の課題点）について、そもそも労働報酬下限額の設定の仕方や考え方については周知されているか。アンケートの中で意見は出ているか。
事務局	・手引きに記載されている。また、説明会の中で説明はしている。

	・あまり意見は無いが、労働報酬下限額が適用される現場とされない現場があるので、会社としての整理が難しいなどの意見はあった。（市が異なると時給が変わるなど）
委員	・労働報酬下限額が負担になっていた場合でも、その意見をアンケートに書くこと自体が難しい側面もあるのではないかと思う。 ・労働報酬下限額がどの程度負担になっているかを項目で設けて、簡単に丸を付けられる形での実施はどうか。今年度ではなく次年度に検討する形で良い。
事務局	・質問項目については改めて検討させていただき、次年度以降の検討課題とさせていただく。
会長	・アンケート内容について、不利益を与えないような工夫はあるか。
委員	・アンケートの冒頭で記載している。アンケートの意見はこれまで率直な意見も出ているので問題ないと思う。
会長	・アンケート結果は庁内等へ共有しているか。
事務局	・特に共有はしていないが、公契約条例からは外れた意見で主管課の業務に関する意見などは、各課に展開している。 ・また、事業者へ不利益を与えないようアンケートの依頼の際も、公契約をより良くしていくためのアンケートとして実施、不利益は無い旨を説明している。
（４）公契約条例適用事業に係るヒアリングについて	
事務局	・事業者ヒアリングについて、過去のヒアリング状況を提示。 ・今回は、過去にヒアリング実績の無い廃棄物収集運搬業務委託の事業者を候補として事務局案を提示。
委員	・事業者によっては、労働報酬下限額に近い業者や労働報酬下限額を大きく超える事業者もある。 ・これまでヒアリングを実施していない業種であり、事務局案で良いと思う。
会長	・事業者ヒアリングは委員も参加となるか。
事務局	・基本的には委員の方も参加していただく。 ・これから事業者へ交渉し日程を調整し、9 月下旬から 10 月上旬頃に開催予定、時間帯は日中を想定している。 ・事業者選定は事務局一任で良ければ、交渉を開始する。
委員	・事業者選定は事業者一任で良い。
委員	・過去のヒアリングの際は、事業者の現場でヒアリングしている年もあった。 ・現在は市役所開催が前提になっていると思うが、今年度、来年度ヒアリングを実施する際に、事業者の職場環境、周知についても確認する意味で現地開催も視野に入れても良いと思う ・ヒアリング対象者は、契約担当者の方、労働者の方、それぞれにヒアリングできると良いと思う。
事務局	・ヒアリングを依頼する際に、契約担当者の方、労働者の方にヒアリングしたい旨お伝えしているが、難しい状況もあった。

	・現地開催は今のところ想定していなかったので、事業者側へ交渉してみてどうかという形になるので、交渉の際に聞いてみたい。
（５）工事請負契約への公契約条例適用拡大について	
事務局	・資料に基づき、現状と課題を提示。 ・事務局側で挙げた課題について、特に課題（２）様式の変更、（５）事業者への周知について特に意見をいただきたい。
委員	・課題（５）事業者周知の説明会は意見交換を含めて１回は実施した方が良い。 ・組合とか商工会とかの団体はあるものの、全ての事業者を網羅しているわけではないので、全事業者を対象にはした方が良いと思う。
委員	・課題（５）事業者周知の部分について、周知する範囲によって周知の方法も検討した方が良いと思う。 ・説明会の動画等も活用、テストなども良いのはと思う。
事務局	・事業者は日野市に競争入札参加資格を登録している工事事業者全社が対象と考える。
委員	・それであれば、１回は説明会のような形で実施し、その後動画説明へ展開するなど、２段階で実施していく方が良いと思う。
委員	・告示の際に公契約条例の対象であることをもっとＰＲしても良いと思う。
委員	・課題（２）様式の変更で示された「事業者報告書」は、不要だと思う。 ・法律の遵守に関する問いが多いので守っていて当たり前だと思う。
委員	・課題（２）様式の変更で示された「事業者報告書」は、元請け、下請事業者共に提出してもらうのかどうかも含めて意見交換した方が良い。意見交換の結果、必要はないという結論でも良いと思う。 ・公契約条例を理解しているかのような質問については除き、部分的に残すという選択肢もある。 ・課題（５）事業者周知の説明会については、委員の出席について、何回出席するのかも含めて議論したい。 ・また、この件については、審議会で合意したところは、決定事項とした上で進めていきたいので、資料としてまとめておいていただきたい。 ・確認書について修正したい箇所がある。表面、裏面共に労働報酬下限額は「1時間あたり○○円」という表記にした方が分かりやすい。
委員	・課題（５）事業者周知の部分では、金額を広げることで初めて公契約条例の対象となる事業者への説明は、丁寧に実施することが必要だと思う。
委員	・労働状況確認書の徴取については、徴取の意図も組んで協議した方が良いと思う。
会長	・今年度残り２回である程度の結論出す形になる。 ・次回、事務局として各項目の提案を出したうえで議論を進めていき、その中で決まったことについては、確定事項として進めていくこととする。